

社会福祉法人 · 管理編

社会福祉法人等一般指導監査における指摘基準について

「文書指摘事項」「口頭指導事項」が該当する事例につきましては、平成21年度から「運営の手引き」の「評価事項」欄に明記することとしました。

「文書指摘事項」「口頭指導事項」となる事例の基本的な考え方は次のとおりですので、ご承知おきください。

○共通事項の監査基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則
抵触する場合		として「文書指摘」とします。ただし、改善中の場合、特別な事
		情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、
		口頭指導とすることがあります。
福祉関係法令以外の関係法令又は	□頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場
その他の通達等に抵触する場合		合について原則として「ロ頭指導」とします。ただし、管理運営
		上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠
		っている場合は、文書指摘とします。

○監査基準適用における留意事項

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがあります。

頁
1
3
4
4
<u>11</u> 10
<u>16</u> 14
<u>21</u> 17
<u> 26</u> 22
<u>28</u> 24
<u>32</u> 27
<u>33</u> 28
<u>34</u> 29
<u>35</u> 30

社会福祉法人 · 管理編

項	B	対	心	方	法	根	拠法	等 合 等	留意	事 項	評価事項	
1 定款												
定款は従い、必	、 法令等に i要事項が記 いますか。	ません。また、相なければ、その郊定款例に準拠しが無いか確認し、という。) に相談い。また、必要的記てはなりません。	対的記載事項 可力を生じませ いていない場合 ある場合は県 の上、定款変 載事項の内容 <u>乗 12 月1 E</u> き発第 794 可について」	質につい さん。 含は、必 等 <u>の所</u> 変更の手 変更の手 が事実 <u>付け障</u> 号、児乳 〈最終改	漏れがあってはなり ても、定款に定めが 要的記載事項に漏れ 轄庁(以下「所轄庁」 続きを行ってくださ に反するものであっ 第890号、社援第 第908号「社会福 正:令和2年12月 う。)別紙2。	法律 う 項	第45号	昭和 26 年)(以下「法」 31 条第1	項部 しいつるが(項部 響上(分必な事でと生)(分定は、定)ずけ項も、じ相定)款な定款 定れで記定な対款 のい款	例 款ば、載款い的例 効がのそのになそがの事記の 力、定の実 記らの欠効項載点 に法め効線 載なーけ力 事線 影令が力	必要的記載事項の内容が記載されていない、又は定款に記載された内容と事実が異なっている。	文書
	更は、所定 を経て行わ すか。	その変更は評議員所轄庁の認可又はなお、事務所のを変更する場合に届出で足りますか	会の特別決議 所轄庁への配 所在地、基本 は、認可を要 、評議員会の 特別決議は、	議 <u>(注)</u> 国出が必 に財産の 要さない の特別決 「4 評	増加及び公告の方法 ので、 <mark>所轄庁</mark> 県への	第2 ¹ 条の ⁹ 社会社 <u>和 2⁶ 号)</u>	頁、第4 ¹ 9第7項 量祉法施 6 年厚生	36第1項、 頃、法第45 第3号 行規則 <u>(昭</u> 省令第28 規則」とい	効力発生 次のとお (1)認可 当該申 された日 (2)届出 当該原	年月日は りです。 事項 請が認可 事項 内機関		文書

				所轄庁の認可を受ける手続きがされていない、又は所轄庁の認可を要さない場合にあっては所轄庁への届出を行っていない。	
定款が、法令に従 い、公開・公表され てい <u>ます</u> るか <u>。</u>	社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き及び公表が義務付けられています。 定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものですが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成されており、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は不要となります。 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされています。	法第34条の2第1項、 第4項、法第59条の2 第1項第1号 規則第2条の5、規則第 10条第1項 <u>第2項</u>	囲は、個人の権利 利益が害されるお それがある部分 (公表することに より個人又は利用 者の安全に支障を 来す恐れがある母 子生活支援施設や 婦人保護施設等の	置きが行われていない、又は従たる事務所への定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機(パソコン)への記録が行われていない。 定款がインターネット(法人ホームページ等)の利用	
			所在地)を除いてください。 ※定款は、法人ホームページや「社会福祉法人の財務。 諸表等電子開示システム(以下「WAMNET」という。)」 等インターネットの利用によい。 してください。	により公表が行われていない。(法人ホームページにより公表できないやむを得ない事情があると認める場合を除く。) 事務所への備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない。	
定款記載の事業と 実際の事業は、一致 していますか。	休止している事業がある場合には、理事会等で十分協議 し、再開の見込みのない事業については廃止の手続きを行 うとともに、定款を変更してください。	法第31条第1項		定款に記載している事業を 実施していない。(休止中 の事業であって再開の見込	文書

	また、定款に記載されていない事業を行っている場合			のある場合を除く <u>。</u>)	
	は、実態に合わせた定款変更の手続きを、速やかに行って				
	ください。(定款の変更を行う必要がない事業として、 <u>所</u>			定款に記載されていない事	文書
	<u>轄庁</u> 県が認めた事業を除く。)			業(定款に記載を要さない	
				事業を除く <u>。</u>)を実施してい	
				ි <u>.</u>	
				 再開の見込みのない休止事	□頭
				業が、定款に記載されたま	
				まである。	
その他、定款に問				重大な問題点がある。	文書
題点はありません					
か。				軽微な問題点がある。	□頭
日常の業務として	理事長の専決できる範囲は、理事会で定め、定款施行細 理事長の専決できる範囲は、理事会で定め、定款施行細			理事長の専決事項が定めら	文書
理事会が定める理事	理事長の専奏ではる範囲は、理事会で定め、定款施行論 則等で明文化する必要があります。			注事長の寺沃事項が足めら	又盲
長の専決事項は、明	別寺 C明文 N 9 る必要がめりより。 			11001/2016	
確になっています				 理事長の専決事項が定めら	□頭
か。				れているが、内容に <mark>が</mark> 不適	
,				切な点がある。	
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
2 登記					
当該法人が登記し	法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記	法第 29 条	(1)公益事業及び	指導監査時点において、期	文書
なければならない事	をすることによって成立する (法第34条) こととされて	組合等登記令(昭和39年	収益事業につい	限までに変更登記が行われ	
項について期限まで	います。	政令第 29 <u>号</u>)	ても登記が必要	ておらず、かつ、変更登記	
に登記がなされてい	登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところによ		です。	の手続き(法務局等への具	
ますか。	り、変更の登記をしなければなりません。		(2)理事長以外の		
	①(1) 代表者変更の登記(重任を含む。)は変更後2週間		理事は代表権を	れていない <u>。</u>	
	以内に行ってください。		有し <u>ていません</u>		
	②(2) 資産総額変更登記は毎会計年度終了後3月以内(毎		ないこととなり	変更登記が行われている又	□頭

	年度6月末まで)に行ってください。なお、登記簿上の資産総額は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか確認してください。 ③(3) その他必要の生じた都度行うべき変更の登記は登記事項に変更が生じた時(又は認可書到着時)から2週間以内に行ってください。		ました。 (3)理事長(代表者)が再任した場合についても重任登記をしてください。		
その他、登記に問 題点はありません か。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書□頭
3 内部管理体制					
特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていますか。		社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第185号)	※特定社会福祉法人とは、法人の事業規模が、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える、又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人。	い事項について、一部でも 理事会の決定がされていな	文書
4 評議員及び評議員	会				
法律の要件を満た す者が適正な手続き により選任されてい ますか。	款で定めても無効となります。			法令又は定款に定められた 方法により評議員の選任が 行われていない。	
	「必要な識見を有する者」については、法人において、 「識見を有する者」として適正な手続きにより選任されて いる限り、制限を受けるものではありません。			評議員として選任された者 が「社会福祉法人の適正な 運営に必要な識見を有する	文書

				社会福祉法人・	管理編
	法人においては、選任手続きにおいて、評議員候補者が			者」として、定款及び評議	
	「識見を有する者」である旨を説明の上、選任することが			員の選任に関する規程に基	
	求められます。			づく適正な手続きにより選	
	法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うこと			任がされていない <u>。</u>	
	とされています。そのため、定款の規定に基づき評議員と				
	して選任された者が就任を承諾したことにより、その時点			評議員について、就任承諾	文書
	(承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任			書等により、就任の意思表	
	期の開始時)から評議員となるものであるため、この就任			示があったことが確認でき	
	の承諾については、評議員の役割の重要性を踏まえ、文書			ない <u>。</u>	
	により確認(就任承諾書等の徴収)し、法人において保存				
	することが求められます。				
	なお、評議員の選任の手続きにおいて、選任された者に				
	対して、委嘱状により委嘱を行う必要はありませんが、委				
	嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就				
	任の意思の確認を行うことは差し支えありません。				
	評議員選任及び解任は、定款例では、評議員選任・解任				
	委員会によって、選任するとされています。				
評議員となること	次の要件を満たす者を選任してください。	法第40条第1項、第2	確認方法として	評議員の選任手続きにおい	文書
ができない者又は適	(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由は次	項、第4項、第5項 <u>、</u> 法	は、履歴書若しく	て、評議員候補者に対して	
当ではない者が選任	のとおりです。	第61条第1項	は誓約書等により	欠格事由に該当しないこ	
されてい <u>ません</u> ない	① 法人	認可通知別紙1「社会福	候補者本人に欠格	と、各評議員又は各役員と	
か。	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当	祉法人審查基準(以下「審	事由等に該当しな	特殊関係にある者がいない	
	たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこ	査基準 <u>」という。)」</u> 第	いことの確認を行	こと、暴力団等の反社会的	
	とができない者 (令和元年9月14日から適用)	3-1-(1)、(3)、(4)、	う方法で差し支え	勢力に属する者でないこと	
	(改正前:成年被後見人又は被保佐人)	<u>(5)</u> (6)	ありません。	を確認していない <u>。</u>	
	③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者				
	福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せら		特に、欠格事由の	欠格事由や特殊関係がある	文書
	れ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くな		(1)②の確認方法	者に該当する者がいること	
	るまでの者		としては、誓約書	が判明した <u>。</u>	
	④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終		等により候補者本		
	わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者		人に該当しないこ	評議員が役職員を兼ねてい	文書

¬们 <u>→</u> 4平及	在会福祉法人・在会福祉施設連宮の手引さ			
		<u> </u>	社会福祉法人・	管理編
	⑤ 法第 56 条第8項の規定による <u>所轄庁</u> 県の解散命令	との確認を行う方	る <u>.</u>	
	で解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	法で差し支えあり		
	⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経	ませんが、必要に	暴力団員等の反社会的勢力	文書
	過しない者	応じて法人の判断	の者が評議員となってい	
	(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねることはできませ	により医師の診断	る <u>。</u>	
	h_{\circ}	書等により確認す		文書
	(3) <u>当該法人の</u> 各評議員又は各役員 <u>とについて、親族等の</u>	ることが考えられ	社会福祉協議会において、	
	特殊の関係にある者を選任していないこと。	ます。なお、成年	関係行政庁の職員が評議員	
	① 配偶者	被後見人又は被保	総数の5分の1を超えてい	
	② 三親等以内の親族	佐人であることの	る <u>。</u>	
	③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の7、第2条	みをもって当該欠	_	文書
	Ø8)	格事由に当たると	- 欠席が継続しており、名目	
	i 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事	することはできま	 的、慣例的に選任されてい	
	情にある者	せん。	ると考えられる評議員がい	
	ii 当該評議員又は役員の使用人		る <u>。</u>	
	iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産		<u> </u>	
	によって生計を維持している者			
	iv ii 又は iii の配偶者			
	v i ~ iii の三親等 <mark>以</mark> 内の親族であって、これらの者			
	と生計を一にする者			
	vi 当該評議員又は役員が、役員(注)若しくは業務			
	を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以			
	外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同			
	一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の			
	総数の3分の1を超える場合に限る。)			
	(注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定め			
	のある場合には、その代表者又は管理人を含む。			
	その他厚生労働省令で定める者			
	vii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会			
	福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人			
	の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法			
	人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)			

				エム田田は八	日生帰
	 viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。) ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 (4)評議員として次に該当する者を選任することは適当ではありません。 ① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員総数の5分の1までは選任することが許されています。 ② 実際に法人運営に参画できない者 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある人で慣例的に参画している者 (5)暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員となることはできません。 				
評議員の数は、法 令及び定款に定める 員数となっています か。		法第40条第3項		評議員の実員が、定款で定めた理事の員数 <u>及び実員数</u> を超えていない。	文書
評議員会の招集は 適正に行われていま すか。	りません。 (12) 評議員会の開催日時及び場所や招集通知に記載しなければならない事項(注)は、理事会の決議を経てください。 (注)理事会の決議により定めなければならない事項(招集通知に記載しなければならない事項) ① 評議員会の日時及び場所	法第 45 条の9第1項、 同条法第 45 条の9第 10 項により準用される 一般法人法第 181 条、 法第 45 条の9第10項 により準用される一般法 人法第 182 条 法第 45 条の 29	手続きを省略する 場合は評議員全員 の同意があること が客観的に確認で	が理事会の決議により定め られていない <u>。</u>	文書
	② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事 <u>項</u>	規則第2条の12		電磁的方法により通知した	文書

			「江ム田江丛八	D 1/m
	③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となる者を除きます。)の概要(議		場合に、評議員の承諾を得 ていない。_	
	ている事項が職業となる旨を除さます。700個委(職 案が確定していない場合はその旨。)		CVVAVI _o	
	(<mark>2</mark> 4) 評議員会の招集通知は、期限までに評議員に通知し		評議員会の収集通知に必要	文書
	てください。		事項が記載されていない。	
	招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の一週 間(中7日間)以上前(定款により短縮が可能)までに、		 評議員会の招集通知が省略	立書
	一間(中7日間)以上前(足款により短輪が可能)よくに、 書面又は電磁的方法(電子メール等)により発出する必		評議員会の指集通知が首略された場合に、評議員全員	
	要があります。		の同意が確認できない。	
	(3) 定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧		_	
	に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間(中		定時評議員会が毎年6月末	
	14日間)以上(理事会開催日を0日として15日目以		日(定款に定めがある場合	
	降)の間隔を確保して、毎会計年度終了後の一定の時期 に招集します。		はそのとき)までに招集されていない。	
	に日来しなす。 なお、電子的方法で通知する場合には、評議員の承諾		1 (C (1/A (1 ₀	
	<u>を得てください。</u>			
	(4) 評議員は、議題及び招集の理由を示して評議員会の招			
	集を請求することができます。			
 評議員会は有効に	 評議員会開催の際には、定款に定める定足数を満たして	法第 45 冬の9第6項か	 法令又は定款に定める出席	→ 津
成立していますか。	いるか必ず確認してください。この際、議決に加わること		者数が不足している。	\ \begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
,, <u>,</u>	ができない決議に特別の利害関係を有する評議員は含ま			
	れません。なお、委任状提出者は、出席者となりません。			
ロ 物で 日 かって 三 三	証券を合け、中地に中央であるにか、200ヵ年でについ	法第 45 条の9第6項か	カジについては会りは中地	++=
定款で定める、評 議員会の要議決事項		法第 45 条の9第6項が	決議について法令又は定款に定める賛成者数が不足し	又音
については、審議及		同条第 10 項により準用	ている。	
び議決を行っていま		される一般法人法第	_	
すか。	②(2) 理事及び監事の報酬等の額(定款に報酬等の額を	194 条第1項、第 195	決議を要する事項について	文書
	定める場合を除く)	条	決議が行われていない <u>。</u>	
	③(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認			
	「「「「「「」」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「			

			社会福祉法人・管理編
	①(4) 理事等の責任の免除 ⑤(5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産 目録の承認 ⑥(6) 定款の変更 ⑦(7) 解散の決議 ⑧(8) 合併の承認 ⑨(9) 社会福祉充実計画の承認 ⑩(10) その他評議員会で決議するものとして法令又は 定款で定められた事項		
決議は適正です か。	決議に特別の利害関係を有している評議員がいないかについては、その決議を行う前に、法人や理事会が各評議員に確認する必要があります。確認したことを、原則として議事録に記載します。利害関係がある場合は、議決に加わることはできません。 通常の決議は、出席者の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の賛成、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成が必要です。 議決は対面(テレビ会議等によることを含む。)により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使(書面議決)はできません。	法第 45 条の9第1項、 同条第 10 項により準用 される一般法人法第 181条、第 182条 規則第2条の 12	決議の特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっている。 法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか確認していない。 評議員会の決議があったとみなされる場合と、評議員会の表される場合又は評議員会の表される場合とみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は
	議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、可決する旨の評議員会の決議あったものとみなされます。 評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。		電磁的記録がない <u>。</u>

				在芸福祉法人•	百生帰
評議員会への欠席	評議員の欠席が継続(原則として前年度から当該年度ま			欠席が継続しており、名目	文書
が継続している評議	での間における評議員会を全て欠席)している場合には、			的、慣例的に選任されてい	
員はいませんか。	出席を促し、それでも出席できない場合は、評議員の交代			ると考えられる評議員がい	
	を検討してください。			ි දි	
	なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。				
評議員会について	議事録は、評議員会における法人の基本的事項について	 法第 45 条の9第 10 項	 議事録は垈とバマ	議事録が作成されていな	文聿
通正に記録の作成、	の決議を記録する重要な文書であることから、評議員会の	により準用される一般法			
保存が行われていま	決議の内容等について、評議員会終了後できるだけ速やか	人法第 194 条第1項、	るなど容易に改ざ	0 1 <u>0</u>	
					+
すか。	に作成し、要記載事項を正確に記録してください。評議員	第2項、	んできない状態で		文書
	会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年	法第 45 条の 11 第1項			
	間備え置かなくてはなりません。	から第3項まで、	<i>(1</i> °	ි <u>.</u>	
		規則第2条の15			
	(1) 開催された評議員会の議事録 <u>の</u> 記載事項 は次のとお		※議事録の作成に		文書
	१) ट्रं ,		係る職務を行った	10 年間、従たる事務所に	
	<u>①(1)</u> 開催日時及び場所		者の氏名を記載し	5年間保存されていない。	
	② (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果		てください。		
	 ③ (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有			決議を省略した場合の同意	文書
	する評議員があるときは、当該評議員の氏名			の意思表示の書面又は電磁	
	44 法の規定に基づき評議員会において述べられた			的記録が、決議があったと	
	意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容			みなされた日から 10 年間	
	の概要			法人の主たる事務所に備え	
	(5)(5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計			置かれていない。	
	監査人の氏名又は名称				
	□■八の八石又は石が ⑥(⑥) 議長の氏名(議長が存する場合)			 定款に議事録署名人に関す	文書
				る規定がある場合に、議事	又盲
	⑦(7) 議事録署名人(定款に定める者がある場合)の				
	署名又は記名押印			録署名人の署名又は記名押	
	⑧(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名			印がなされていない。	
	(2) 評議員会の決議を省略した場合 (評議員会の決議が				
	あったとみなされた場合)の議事録の記載事項				
	① 決議を省略した事項の内容				
	② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名				
			-		

社会福祉法人 • 管理編

			社会保証法人・「	官连姍
	③ 評議員会の決議があったとみなされた日			
	④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名			
7 0 11 = = = = = = = = = = = = = = = = =			T + 5557 1/4+ =	- +
その他、評議員及			重大な問題点がある。	文書
び評議員会に問題点				
はありませんか。			軽微な問題点がある。	□頭
5 理事				
員数が法令に基づ	理事の員数は、6人以上で定款に定めるところによりま	法第 44 条第3項、法第	定款で定めた員数が選任さ	文書
き定款に定められ、	す。	45条の7	れていない。	~ ы
		40 未の /	11001/2010	
定款に定める員数を	定款で定めた員数の3分の1が欠けたときは遅滞なく			
満たす選任がされて	補充しなければなりません。		定款で定めた員数の3分の	文書
いますか。	なお、定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員であ		1 を超える欠員があるにも	
	っても、法人運営上適当でないことから、欠員の補充をお		かかわらず、法人において	
	こなってください。		補充のための検討が進めら	
	こなりてくたさい。			
			れておらず、かつ、具体的	
			な検討も行われていない <u>。</u>	
			欠員がある場合に、その補	文書
			充の検討が行われていな	
			ν _°	
理事は法令及び定	役員の選任は、定款に定められた手続きを経てくださ	法第 43 条第1項 <u>、</u> 法第	理事の選任が、評議員会の	文書
款に定める手続きに	√ \ ₈	45条の4	有効な決議により行われて	
より選任又は解任さ	理事の選任 <mark>及び解任について</mark> は、評議員会の決議により		いない。	
れていますか。	行います。			
100000000			田声の紹仁が 証業品合の	↔≢
	理事就任の承諾ついては、理事の役割の重要性に鑑み、		理事の解任が、評議員会の	文書
	就任承諾書の徴収等によって行ってください。なお、選任		権限の濫用に当たる <u>。</u>	
	された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とさ			
	れていませんが、法人において、委嘱状により選任された		理事の就任の意思表示があ	文書
	旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し		ったことが、就任承諾書等	

				社会福祉法人・	管理編
	支えありません。			により確認できない <u>。</u>	
	理事の解任は、法に定める解任事由 <u>(注)</u> に該当している場合に、評議員会の決議により行うことができますが、現に法人運営に重大な損害を及ぼし又は適正な事業運営を阻害するような不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されると解されます。 (注)解任事由 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき			理事の選任手続きに一部不備がある <u>。</u>	□頭
理事となることが できない者又は適切 でない <mark>者もの</mark> が選任	(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由については、評議員と同じく、次のとおりです。 ① 法人	法第 44 条第1項により 準用される法第 40 条第 1項	は、履歴書若しく は誓約書等により	由に該当しないこと、各理 事と特殊関係にある者が上	文書
されていませんか。	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(令和元年9月14日から適用) (改正前:成年被後見人又は被保佐人)	法第 44 条第6項 法第 61 条第 1 項、第 109条から第 111 条ま で、			
	③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くなるまでの者	<u>審查基準第3-1-(1)、</u> (3)、(4)、(5)、(6)	ありません。 欠格事由の(1) ②の確認方法とし	法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者 がいること、各理事と特殊	文書
	④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉		ては、誓約書等に より候補者本人に 該当しないことの	関係にある者が上限を超えて含まれることが判明し	
	法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(2) 各理事とについて特殊関係者にある者が理事総数の		確認を行う方法で 差し支えありませ んが、必要に応じ て法人の判断によ		文書
	3分の 1 (上限は3人) を超えて含まれてはなりません。 ① 配偶者		り医師の診断書等 により確認するこ		文書

745 <u>3</u> 44及 位云俑位法人。位云俑位他改建名の十分3		A 스튜베 (H. L.	佐 田 4百
	レがオニこれナ	社会福祉法人・	官埋編
② 三親等以内の親族		数の5分の 1 を超えてい	
③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)	す。なお、成年被	ි <u>.</u>	
i 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者	後見人又は被保佐		
ii 当該理事の使用人		欠席が継続しており、名目	文書
iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生	をもって当該欠格	的、慣例的に選任されてい	
計を維持している者	事由に当たるとす	ると考えられる役員がい	
iv ii 又はiii の配偶者	ることはできませ	る <u>.</u>	
v i ~ iii の三親等以内の親族であって、これらの者	h_{\circ}		
と生計を一にする者		理事の選任手続きに一部不	□頭
vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社		備がある <mark>。</mark>	
		_	
員、業務を執行する社員又は役員(同一の団体の役			
員等が当該社会福祉法人の理事の総数の 3 分の1			
を超える場合に限る。)その他厚生労働省令で定め			
<u>- 28/13 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 1 2 3 3 3 1 2 3 3 3 1 2 3 3 3 1 2 3 3 3 3</u>			
(注)法人でない団体で代表又は管理人の定めがあ			
る場合には、その代表者又は管理人を含む。			
vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を			
除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の			
理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)			
<u>生事の脳鉄の3万の下を超れる場合に限る。</u> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立			
大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政			
法人、特殊法人、認可法人			
(3) 理事として次に該当する者を選任することは適当で			
はありません。			
① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっ			
ては、役員総数の5分の1までは選任することが許さ			
れています。			
②実際に法人運営に参画できない者			
③ 地方公共団体の長等特定の公職にある人で慣例的			
に参画している者			
(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者			

			T	1	自连姍
理事として含まれ	理事には次の者を選任する必要があります。	法第44条第4項		理事のうちに「社会福祉事	文書
ていなければならな	• 社会福祉事業の経営に識見を有する者	審查基準第3-3		業の経営に識見を有する	
い者が選任されてい	• 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に			者」、「当該社会福祉法人が	
ますか。	関する実情に通じている者			行う事業の区域における福	
	・ 施設の管理者(施設を設置している法人)		「施設」とは、第	祉に関する実情に通じてい	
			一種社会福祉事業	る者」として評議員会の決	
	(1)※ 社会福祉事業の経営に識見を有する者の例示(注)		の経営のために設	議等適正な手続きにより選	
	(1/1) 社会福祉に関する教育を行う者		置した施設を言い	任された者がいない。	
	② (2) 社会福祉に関する研究を行う者		ます。ただし、第		
	③(3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事し		二種社会福祉事業	施設を設置している場合で	文書
	た経験を有する者		であっても、保育		
	④(4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉の経営		所、就労移行支援		
	を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者		事業所、就労継続		
	213 9 <u>2</u> 4.5 <u>2.13 2 13 <u>m</u> 6. 3 1 3 / 2.5 4 C 1 3 9 C C</u>		支援事業所等が、		
	(2)※ 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情		法人が経営する事		
	に通じている者の例示(注)		業の中核である場		
	①(1) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役		合には、当該事業		
	職員		所等は同様に取り		
	② (2) 民生委員·児童委員		扱うこととなりま		
	3(3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の		す。なお、これら		
	民間社会福祉団体の代表者等		以外の施設等の管		
	4·4· 医師、保健師、看護師等保健医療関係者		理者についても、		
	(5/5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その		<u>遅音に少いても、</u> 必要に応じて、理		
	他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑		事に登用すること		
	な遂行が期待できる者		が適当です。		
	(注) (1)(2)の例示は、これらの者に限定されるもので		<u> 万旭当 (9 。</u>		
	はなく、また、これらの者が必ず含まれなければな				
	<u>はなく、また、これらのもかあり含まれなければな</u> らないものではありません、				
	<u> つないもの (はめりません)</u>				
	 対今短が物業令においては、地域短がの状体のレープ				
	社会福祉協議会においては、地域福祉の推進役として、				
	連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福				

			社会領征法人 -	日垤姍
	祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の 役職員及びボランティア団体の代表者を理事として加え ること。			
理事長(会長)及び業務執行理事は、 理事会で選定されていますか。	理事長(社会福祉協議会の場合は会長 <u>。以下同様</u>)は、 法人の代表権を有するとともに、法人の業務を執行する権 限を有するものであり、理事会が理事の中から選定 又は解 職しなければならないとされています。 法人の代表権を有するのは理事長のみであり、理事長の 代表権を他の者に委任することはできません。	法第45条の13第3項 <u>、</u> 第45条の16第2項	理事長及び業務執行理事の 選定が法令及び定款に定め る手続きにより行われてい ない。 手続きに一部不備がある。	文書
	業務執行理事は、理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事として理事会で選定することができます。 定款例では、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする(ことができる)」旨の定めを設けています。 ただし、業務執行理事には、法人の代表権はありません。			
当該法人の代表権 は適正に与えられて いますか。	法人の代表者は、理事長(会長)となります。 理事長(会長)以外が法人の代表権を行使することはできません。 理事長(会長)が事故、又は欠けた際には、他の理事が代表権を行使することはできないため、理事会を開催して新たな理事長を選定してください。 定款で、理事長の職務代表者を定め、職務代表者名で法人の代表権を行使することができる旨を定めても無効となります。	法第 45 条の 16 第2 項 <u>、</u> 基第 45 条の 17	理事長 (会長) の職務代理者 を指名してしまっている <u>。</u>	回頭
その他、理事に問 題点はありません			重大な問題点がある。	文書
か。			軽微な問題点がある。	□頭

			社会福祉法人 •	日生州
6 監事				
員数が法令に基づ	監事の員数は、2人以上で定款の定めるところによりま	法第44条第3項、	定款で定めた員数が選任さ	文書
き、定款に定められ、	す。		れていない。	
定款に定め られ る員	定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたとき	よる同条第1項の準用		
数が選任されていま	は遅滞なく補充しなければなりません。		定款で定めた員数の3分の	文書
すか。	また、定款で定めた員数の3分の1を超えていなくて		1を超える欠員があるにも	
	も、欠員が生じた場合は、法人運営上適当ではないことか		かかわらず、法人において	
	ら、補充を行ってください。		補充のための手続きが進め	
	37 1113 2 2 17 2 2 3 3		られておらす、かつ、具体	
			的な検討も行われていな	
			() ₀	
			<u> </u>	
			欠員がある場合に、その補	文書
			充のための検討が行われて	
			いない。	
			V 1100 V 1 <u>0</u>	
法令及び定款に定	監事の選任については、評議員会の決議によることとさ	法第 43 条第1 項、同法	監事の選任が評議員会の有	文書
める手続きにより選	れています。	第 43 条第3項により準	効な決議により行われてい	
任又は解任されてい	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出す	用される一般法人法第	ない <u>。</u>	
ますか。	るには、監事は理事(理事会の構成員として行う行為を含	72条第1項、		
	む。)の職務の執行を監査する立場にあることから、監事	法第 45 条の4第1項、	監事の選任に関する評議員	文書
	の過半数の同意を得なければならないこととされており	法 第 45 条の9第7項第	会の議案について、監事の	
	ます。	1号	過半数の同意を得ていな	
	<u>なお、理事が提出する議案について監事の過半数の同意</u>		√1 <u>°</u>	
	を得たことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や			
	監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を		監事の解任が評議員会の有	文書
	決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名		効な特別決議により行われ	
	の記載及び当該監事の署名または記名押印があるものに		ていない <u>。</u>	
	限ります。)でも差し支えありません。			
	<u></u> 監事選任の承諾については、その役割の重要性に鑑み、		監事の就任の意思表示があ	文書
	就任承諾書の徴収等によって行ってください。なお、選任		ったことが就任承諾書等に	

				社会無性法人 -	日华洲
	された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とさ			より確認できない <u>。</u>	
	れていませんが、法人において、委嘱状により選任された				
	旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し				
	支えありません。				
	監事の解任については、評議員会の特別決議で行いま				
	<u> </u>				
	<u> </u>				
監事となることが		法第 44 条第1項により		 監事の選任手続きにおい	立聿
できない者を選任し	(1) 欠格事由に該当する者(評議員及び理事と同じ)	準用される法第40条第		て、欠格事由に該当しない	入画
				こと、各役員と特殊関係に	
ていませんか。		<u>1項、法</u> 第40条第2項、	同様です。		
	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに	<u>法</u> 第 44 条第2項 <u>、法第</u>		ある者が含まれていないこ	
	当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う	44条 第7項		と、暴力団員等の反社会的	
	<u>ことができない者</u>	法第109条 第5項		勢力の者でないかを確認し	
	③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者	審査基準第3の1の		ていない <u>。</u>	
	福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せら	(1),(3),(4),(5),			
	れ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くな	<u>(6)</u>		法人が保有する書類によ	文書
	<u>るまでの者</u>			り、欠格事由に該当する者	
	④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終			がいること、又は、各役員	
	<u>わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者</u>			と特殊の関係にある者が上	
	⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解			限を超えていることが判明	
	カー 散当時の役員 おります しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう			した。	
	⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経			_	
	<u> </u>			 暴力団員等の反社会的勢力	文書
	(2) 当該社会福祉法人の理事、評議員及び職員又はこれら			の者が監事になっている。	
	に類する他の職務に就いている者				
	(3) 各役員と特殊の関係にある者			 社会福祉協議会において、	文書
	(1) 配偶者			関係行政庁の職員が役員総	
	② 三親等以内の親族			数の5分の 1 を超えてい	
	③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)			ි <u>.</u>	
	i 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者			四本人。《日本大学》	
	ii 当該役員の使用人			理事会への欠席が継続して	文書

iii	当該役員から受ける金銭その他の財産によって
4	生計を維持している者

- iv ii 又はiii の配偶者
- v i ~ iii の三親等以内の親族であって、これらの者 と生計を一にする者
- vi 当該監事が役員(注)若しくは業務を執行する 社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の 役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の 役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の 1を超える場合に限る。)
 - (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある場合には、その代表者又は管理人を含む。vii において同じ。その他厚生労働省令で定める者
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- viii 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
- ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
 - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立 大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政 法人、特殊法人、認可法人
- (4) 監事として次に該当する者を選任することは適当ではありません。
- ① 関係行政庁の職員
- ② 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任さ

おり、名目的、慣例的に選任されていると考えられる 監事がいる場合。

			 在芸福祉法人	日生棚
	れている場合。 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に 監事に就任している場合。 (5) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員 総数の5分の 1 を超えることになる場合は認められま せん。 (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者			
	法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではありませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能です。			
	実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者がいる場合は、出席を促し、それでも出席できない場合は、交代を検討してください。なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。			
法令に定める者が 含まれていますか。	監事には、次に掲げる者が含まれている必要があります。 ・(1) 社会福祉事業について識見を有する者 ・(2) 財務管理について識見を有する者 (1)※ 社会福祉事業について識見を有する者の例示(注) ①(1) 社会福祉に関する教育を行う者 ②(2) 社会福祉に関する研究を行う者	法第 44 条第5項 審查基準第3-4	監事のうちに、「社会福祉 事業に識見を有する者」及 び「財務管理について識見 を有する者」として評議員 会等適正な手続きにより選 任された者がいない。	文書

			社会領征法人 -	日生柵
	③(3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事し			
	た経験を有する者			
	<u>④(4)</u> 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉の経営			
	を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者			
	<u>(注) (1)の例示は、これらの者に限定されるものでは</u>			
	なく、また、これらの者が必ず含まれなければなら			
	<u>ないものではありません。</u>			
	(<u>2)</u> ※ 財務管理について識見を有する者の例示 <u>(注)</u>			
	<u>①(1)</u> 公認会計士			
	<u>②(2)</u> 税理士			
	③(3) 社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財			
	務・経理を担当した経験を有する者等法人経営に専門			
	的知見を有する者			
	(注)例示された者が望ましいが、これらの者に限られ			
	<u>るものではありません。</u>			
法令の定めるとこ			監査報告に必要な記載事項	文書
ろにより業務を行っ	めるところにより、監査報告を作成しなければなりませ		が記載されていない <u>。</u>	
ていますか。	h_{\circ}	び第2項、		
	また、計算書類及び事業報告並びにその附属明細書は、		監事が期限までに特定理事	文書
	厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けな	·	に監査報告の内容を通知し	
	ければなりません。	第2条の31、	ていない <u>。</u>	
	※ 規則第2条の 40 第2項において財産目録の承認手続			
	についても法第 45 条の 28 が準用されます。	の 37 まで	理事会に2回続けて欠席し	文書
			た監事がいる <u>。</u>	
	監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、理事			
	会に出席し、必要があるときは意見を述べなければなりま		監事の全員が欠席した理事	文書
	せん。		会がある <u>。</u>	
			施設の整備、運営と密接に	□頭
			関わりのある者が選任され	
			ている <u>。</u>	

				社会領征法人 5	日垤姍
				監事構成が不適切	回
その他、監事に問				重大な問題点がある。	文書
題点はありません か。 				軽微な問題点がある。	□頭
7 理事会					•
理事会は法令及び 定款の定めに従って 開催されています か。	開催手続きは、法令及び定款の定めに従って行わなければなりません。 (1) 理事会は、各理事が招集することとされています。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるこ	項 <u>、</u> <u>同条法第45条の14</u>	理事会が招集通知 を省略した場合の 理事及び監事の全 員の同意について	までに理事会の招集通知が	文書
7.5	とができます。 (2) 理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、各理事は理事会の目的である事項を示して、招集	る一般法人法第 94 条	は、法人においては、理事及び監事の全員が同意書を		文書
	権者に対して理事会の招集を請求することができます。 請求があった場合で、請求日から5日以内に理事会の 招集通知(請求日から2週間以内に理事会を開催するも のである必要がある)が発せられない場合は、その請求		提出する、当該理 事会の議事録に記 載する等何らかの 形で書面又は電磁	に、理事及び監事の全員の	文書
	をした理事は理事会を招集することができます。 (3) 理事会の招集は、原則として書面による開催通知で行ってください。 (4) 理事会を収集する者は、理事会の1週間前(中7日間)		的記録で記録する ことが望ましいと されています。	開催手続きが、定款の規程 に則っていない <u>。</u>	□頭
	又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間 以上前までに各理事及び各監事に対してその通知を発 出しなければならなりません。ただし、理事及び監事の 全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会 を開催することもできます。				
理事会の決議は、 法令及び定款に定め	(1) 理事会の決議は、必要な数以上の理事が出席し、必要<u>な</u>数以上の賛成により行われる必要があります。	法第45条の <u>14第4項、</u> <u>第5項13</u>	評議員会の日時及び場所並びに議		文書

			社会福祉法人・	管理編
るところにより行わ	決議に必要な出席者数(定足数)は、議決に加わるこ	題・議案の決定は		
れていますか。	とができる理事の過半数、決議に必要な賛成数は出席者	理事会の決議を必	議案について特別な利害関	文書
	の過半数とされていますが、定足数及び賛成数は定款の	要とします。	係を有する理事がいないこ	
	相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定		とを確認していない <u>。</u>	
	めた場合はその割合となります。			
	(2) 次の事項については、理事会の決議を要します。		議案について特別な利害関	文書
	① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定		係を有する理事が議決に加	
	② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職		わっている <u>。</u>	
	③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任			
	④ 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更		理事会において評議員の選	文書
	及び廃止		任又は解任が行われてい	
	⑤ 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)		<u>る.</u>	
	⑥ 競業及び利益相反取引の承認			
	⑦ 計算書類及び事業報告等の承認		欠席した理事が書面により	文書
	⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めが		議決権の行使をしたことと	
	ある場合に限る <u>。</u>)		されている <u>。</u>	
	⑨ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計			
	監査人のために締結される保険契約の内容の決定		理事会の決議を要する事項	文書
	⑩♀ 重要な財産の処分及び譲受け		について議決がない <u>。</u>	
	<u>⑪</u> • 多額の借財			
	⑫∰ その他の重要な業務執行の決定(理事長等に委任		理事会の決議があったとみ	文書
	されていない業務執行の決定)		なされる場合に、理事全員	
	(3) 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理		の同意の意思表示及び監事	
	事は議決に加わることはできません。		が異議を述べていないこと	
	法人や理事会においては、特別の利害関係を有する理		を示す書面又は電磁的記録	
	事が加わっていないか確認する必要があります。		<u>がない。</u>	
	(4) 理事会で評議員の選任及び解任を行うことはできま			
	せん。			
	理事又は理事会が、定款や評議員の選任に関する規程			
	に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは、差し支え			
	ありません。			
	(5) 法改正後、理事会における議決は対面(テレビ会議等			

				社会福祉法人•	管理編_
	を含む)により行うこととされており、法改正前の書面議決を行うことはできません。 なお、定款に、理事会の議決について理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨を定めたときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。この場合には、理事会の議決が省略されたことは理事会議事録の記載事項となるとともに、理事の全員の書面又は電磁的記録による意思表示については、当該書面又は電磁的記録による意思表示については、当該書面又は電磁的記録は主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かなければならないこととされています。				
理事への権限の委任は適切に行われていますか。 ですか。	理事会の権限である法人の業務執行の決定については、理事長等の理事に委任することができまするが、理事会で決定する必要がある法人運営に関する重要な事項及び理事(特に理事長や業務執行理事)の職務の執行の監督に必要な事項(注1)については、理事長等の理事に委任することができないこととされています。また、理事への委任については、責任の所在を明らかにするため、その内容が明確に決定されるべきものですある。なお、理事への委任に関する理事会の決定については、法令上、規程等の制定によらなければならないこととはされていませんないが、理事会でその都度決定すべき性質のものではなく、規程等で定めるべきものです。なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①の「重要」な財産、②の「多額」の借財、③の「重要な役割」を担う職員、④の「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものでするが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、	法第45条の13第4項	(任な) 処② ③ 担及④ そ組及の 節 完全 をきる の ② ③ 担及④ そ組及の 節 発で で 産け 割選 務要変 体 損一 のの 事重、 関 のの のの のの ののの のののののののののののののののののののののの	理事に委任ができない事項が理事に委任されている。 理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。	

				社会無性法人 -	自垤姍
	組織が行う業務等を具体的に決定すべきものです。				
法令又は定款に定	理事長及び業務執行理事(選任されている場合)は、	法第45条の16第3項	(注1)この報告	理事長及び業務執行理事	文書
めるところにより、	理事会(注1)において、3か月に1回以上職務の執行		は、実際に開催さ	(選任されている場合)が、	
理事長等が、職務の	状況について報告することとされてい <mark>ます</mark> る。なお、こ		れた理事会におい	理事会において、3 か月に	
執行状況について、	の報告の回数は、定款の相対的記載事項であり、定款に		て行わなければな	1回以上(定款に定めがあ	
理事会に報告してい	規定することにより、毎会計年度に 4 か月を超える間隔		りません。	る場合には、毎会計年度に	
ますか。	で 2 回以上とすることができ <u>ます</u> る。			4 か月を超える間隔で 2	
	定款で定めた場合の毎会計年度に 4 か月を超える間隔			回以上)職務執行に関する	
	で2回以上とは、同一の会計年度の中では理事会の間隔			報告をしていない <u>。</u>	
	が4か月を超える必要があるが、会計年度が異なる場合				
	は前回理事会から4か月間隔が空いていなくとも差し支				
	え <u>ありません</u> ないものである 。				
	例えば、理事会を毎会計年度において6月と翌年3月				
	に開催し、報告を行う場合は、3 月の理事会の次に開催				
	される6月の理事会は、前回理事会からの間隔は4か月				
	を超えないものであるが、同一の会計年度ではないため、				
	間隔が4か月以上でなくても認められ <u>ます</u> る。				
法令で定めるとこ	理事会は、法人の業務執行の決定(決議)を行う機関で	法第45条の14第6項、	(1)議事録は袋と	議事録に必要事項が記載さ	文書
ろにより議事録が作	あり、その内容については、適切に記録される必要があり	法第 45 条の 14 第7項	じ又は割り印を	れていない <u>。</u>	
成され、保存されて	ます。	法第 45 条の 15 第1 項	押印するなど容		
い <u>ます</u> るか。	議事録については、要記載事項を正確かつ簡明に記録		易に改ざんでき	議事録に議事録署名人の署	文書
	し、理事会終了後できるだけ速やかに作成し、保存してく		ない状態で保存	名等がない <u>。</u>	
	ださい。		してください。		
	議事録記載事項は次のとおりです。		(2)電磁的記録に	必要な議事録が主たる事務	文書
	(1) 開催日時及び場所		より作成する場	所に備え置かれていない <u>。</u>	
	(2) 理事会が次に掲げるいずれかの場合はその旨		合には、署名等を		
	① 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招		電子署名とする	必要な理事全員の意思表示	文書
	集されたもの		こととされてい	の書面又は電磁的記録が備	
	② 招集権者以外の理事が招集したもの		ます。	え置かれていない <u>。</u>	
	③ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの				

□頭

その他、議事録の作成内容

に不備がある。

- 4 監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 特別の利害関係のある理事がある場合はその氏名
- (5) 次の規定に基づき述べられた意見又は発言
- ① 競業又は利益相反取引を行った理事による報告
- ② 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするお それがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違 反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め るときの監事の報告
- ③ 監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見
- ④ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事の報告
- (6) 理事長が定款により議事録署名人とされている場合の理事長以外の出席理事の氏名
- (7) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- (8) 議長の氏名指名

理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、 理事会において実際の決議があったものではありません が、次の事項を議事録に記載します。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項の提案をした理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

議事録についてはその真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定がありまする。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印(以下この事項において「署名等」という。)が必要とされていまするが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなくの署名等については理事長の署名等で足りることとなります。とすることとなります。とするこ

			11 大田仙太人 日	3 /工 // // // /
	とができる。 なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成することとされています。			
	議事録については、理事会の日から 10 年間、書面又は 電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、 理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思 表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事			
	会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、主た る事務所に備え置く必要があります。			
その他、理事会に問題点はありませんか。			_	文書
8 会計監査人				
会計監査人は定款 の定めるところによ り設置されています か。	法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができます。 法人の <u>運営組織の</u> ガバナンスの強化、財務規律の確立の 観点から、特定社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付	法 <u>第36条第2項、</u> 第37条	特定社会福祉法人が会計監 査人の設置を定款に定めて いない。	文書
	けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければなりません。 また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができます。		定款に会計監査人の設置を 定めている法人が会計監査 人を設置していない。	文書
			会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない。	文書
法令に定めるとこ ろにより選任されて い <u>ます</u> るか。	会計監査人は、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任することとされています。	法第 43 条第1 項 <u>同条</u> 第3項により準用される 一般法人法第 73 条第1	会計監査人が評議員会の決 議により選任されていな い <u>。</u>	文書

		<u>項、</u>		
		法 第 45 条の2第1項	理事会による会計監査人候	文書
			補者の選任が適切に行われ	
			ていない。	
			_	
			理事会による会計監査人候	文書
			補者の選定に当たって、候	
			補者に対して、会計監査人	
			に選任することができない	
			者でないことを確認してい	
			ない <u>。</u>	
			選任に軽微な不備がある。	<u>口頭</u>
法令に定めるとこ	会計監査人は、法人の計算関係書類(計算書類及びその	法第45条の19第1項、	評議員会に提出された会計	文書
ろにより会計監査を	附属明細書)(注)及び財産目録を監査し、会計監査報告	第2項	監査人の選任等及び解任並	
行っていますか。	を作成することとされています。		びに再任しないことに関す	
	(注) 具体的には、法人単位貸借対照表、法人単位資金収		る議案について、監事の過	
	支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する		半数の同意を得ていない。	
			_	
			会計監査人が会計監査報告	文書
			を作成していない。	
			 会計監査報告に必要な記載	文書
			事項が記載されていない。	
			事項の	
			 会計監査人が期限までに特	文書
			定監事及び特定理事に会計	
			監査報告の内容を通知して	
			いない <u>。</u>	
			選任に軽微な不備がある	口頭

			社会無性法人 -	日垤姍
			会計監査人による監査が、 決算理事会とは別の日程で 行われていない。_	□頭
			監査の報告が、必要とする 機関の一部になされていな い。	
			会計監査人の業務に軽微な 不備がある <u>。</u>	□頭
その他、会計監査			重大な問題点がある。	文書
人の監査等に問題点はありませんか。			軽微な問題点がある <u>。</u>	□頭
9 評議員、理事、監	事及び会計監査人の報酬			
評議員の報酬等の 額が法令で定めると ころにより定められ ていますか。	評議員の報酬等 <u>(注)</u> の額については、定款で定めることとされています。 (注)報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれます。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。	法第 45 条の8第4項に より準用される一般法人 法第 196 条	評議員の報酬等の額が定款 で定められていない <u>。</u>	文書
	要があります。また、評議員の報酬等については支給基準を定めることとされていまするが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の規定が不			

			社会領征法人 -	
	要とはならないことに留意 <u>してください。</u> すること。			
理事の報酬等の額 が法令に定めるとこ ろにより定められて いますか。	理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。 なお、理事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。	法第45条の <u>1626</u> 第4 項により準用される一般 法人法第89条	理事の報酬等の額が定款で 定められていない場合であって、評議員会の決議によ り定められていない。	文書
監事の報酬等の額が法令に定めるころにより定められていますか。	監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。 なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であるよることを決議する必要があります。	により準用される一般法 人法第 105 条第1項、	定款に監事の報酬等の額が 定められていない場合に、 監事の報酬等の額が評議員 会の決議によって定められ ていない。	文書
	定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとされています。この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。 なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続きや記録に関する規定はありませんないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類を作成すべきものです。		評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない。	文書
会計監査人の報酬 等が法令に定めると ころにより定められ ていますか。	会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります。 なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があ	により準用される一般法	会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない。	文書

				D - 1/10
	り、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、 議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する 書類は必要ありません。			
役員及び評議員に	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事	法第45条の35第1項、	理事、監事及び評議員の報	☆聿
				入吉
対する報酬等の支給			酬等の支給基準が作成され	
基準について、法令	状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならな	規則第2条の42	ていない <u>。</u>	
に定める手続きによ	いような支給の基準を定めなければならないとされてお			
り定めていますか。	り、また、支給基準については、評議員会の承認を受けな		理事、監事及び評議員の報	文書
	ければならないこととされています。		酬等の支給基準について評	
	支給基準の内容については、以下の事項を定めることと		議員の承認を受けていな	
	されています。		√1 <u>。</u>	
	① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分			
	役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、		理事、監事及び評議員の報	文書
	常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。		酬等の支給基準において規	
	② 報酬等の金額の算定方法		定すべき事項が規定されて	
	報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定		いない。	
	の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過		<u>-</u>	
	程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任		理事、監事及び評議員の報	文書
	を果たすことができる基準を設定することが考えら		酬等の支給基準が定款等で	
	れます。		定めた報酬等の額と整合が	
	3 支給の方法		取れていない。	
	支給の方法については、支給の時期(毎月か出席の		4x1 (C 0 1/& 0 1 ₀ _	
	を		支給基準を作成する際に、	文書
				又盲
	行振込か現金支給か)等が考えられます。		民間事業者の役員の報酬等	
	④ 支給の形態ホペッスは、用へ、用物の別等をいる。		及び従業員の給与、当該法	
	支給の形態については、現金・現物の別等をいう。		人の経理の状況その他の事	
	ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支		情を考慮した検討が行われ	
	給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等		ていない <u>。</u>	
	の記載は特段なくても差し支えありません。			

			社会無性法人 -	日华洲
	なお、理事、監事及び役員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性がある必要があります。 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」ではないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることをどのような検討を行ったかを含め具体的に説明できることが求められます。			
役員及び評議員に 対する報酬等の支給 の基準について、公 表していますか。	いては、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を	法第 59 条の2第1項第 2号、 規則第 10 条 第1項	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない。	文書
役員及び評議員の 報酬等が法令等に定 めるところにより支 給されていまする か。	酬等の支給基準に従って支給される必要があります。また、役員の報酬等については、定款又は評議員会の決議に	法第 45 条の8第4項に より準用される一般法人 法第 196 条、 法第 45 条の 16 第4項 により準用される一般法 人法第 89 条、 法第 45 条の 18 第3項 により準用される一般法 人法第 105 条第1項、 法第 45条の35第1項、 第2項、	支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている。 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。	

		規則第2条の42			
役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していますか。	の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額(注)を現況報告書に記載の上、公表することとさ	号、	は電子開示システ ム等インターネッ	理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムWAMNETを利用した届出がなされていない。	文書
10 事業(一般)		\	T		T
「地域における公 益的な取組」を実施 していますか。	法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の 優遇措置を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に 積極的に貢献していくことが求められており、法人が社 会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活 又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又 は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう 努めなければなりません。	法第 24 条第 2 項			
	「地域における公益的な取組」(以下「地域公益取組」 という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす必要があ				

	ります。 (1) 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること (2) 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること (3) 無料又は低額な料金で提供されること		
11 社会福祉事業			·
法人の行う事業のうち、社会福祉事業が主たる地位を占めていますか。	法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、事業規模において、法人の事業のうち社会福祉事業が過半を占めている必要があります。また、社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下、事業を行ってはなりません。 法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものとされています。 ※ 各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められています。	法第 22 条 <u>*</u>	社会福祉事業の事業規模が 法人の全事業の 50%以下である。(所轄庁が、法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」と認める場合を除く。)。 社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている。
社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。	法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならないこととされています。 そのため、社会福祉施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団	法第25条、 審查基準第2-1、 審查基準第2-2-(1)、 審查要領第2-(3)、(4)、 (6)、(7)	法人が社会福祉事業を行う ために必要な資産が確保さ れていない <u>。</u>

				社会福祉法人・	官埋編
	体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要します。 す。 なお、事業種別によっては、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められています。				
適正に事業が運営されていますか。	法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている必要があります。	審查基準第1-1-(2)、(3)			
その他、社会福祉 事業に問題点はあり				重大な問題点がある。	文書
ませんか。				軽微な問題点がある <u>。</u> 	□頭
12 公益事業					
公益事業を適正に	公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福	法第 26 条第 1 項、	特別養護老人ホー	公益事業を実施している	文書
実施していますか。	祉事業以外の事業であるが、社会福祉事業と関係のあるも	審査基準第1-2 <u>、</u>	ムの経営に付随し	が、定款に規定されていな	
	のとされています。	審査要領第1-2	て行う居宅介護支	۷۱ <u>。</u>	
	公益事業を実施している場合は、定款に規定する必要が		援事業等規模が小		
	あります。		さく社会福祉事業	事業に社会福祉との関連性	文書
	次の事業は、公益事業となります。		と一体的に行われ	又は公益性がない <u>。</u>	
	(1) 介護保険法(平成9年法律第 123 号)に規定する居		る事業について		
	宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サ		は、定款上、公益	事業規模が社会福祉事業を	文書
	ービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介			超えている <u>。</u> (所轄庁が認	
	護支援事業(いわゆるケアマネジメント)、介護予防支		なくても差し支え	める場合を除く <u>。</u>)	
	援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業		ありません。		
	又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業			事業に欠損金がある場合	文書
	(2) 有料老人ホーム <mark>経営事業</mark>			に、当該事業の経営の改善	
	(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法			のための検討等を行ってい	
	律第 26 号)第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢 者向け住宅事業((2)を除く。)			ない <u>.</u> 	

			 社会無性法人 -	日生州
	(4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成19年法律第112号)第8条に規定 する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 (5) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に 参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊 所、保養所、食堂等の経営する事業 (6) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償 又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営 する事業等、 ありますであるが、これらに限られるものではありませ ん。			4700
社会福祉事業の職員は、公益事業の職員と兼務していますか。	兼務している場合、社会福祉事業会計に業務状況に応じて人件費を按分する必要があります。 なお、この兼務は、本来の業務に支障を来していないことが前提条件となります。			
公益事業の剰余金は、適正に処理されていますか。		審查基準第1-2-(6)	剰余金の処理が適切ではない <u>。</u>	文書
その他、公益事業 に問題点はありませ んか。			重大な問題点がある <u>。</u> 軽微な問題点がある <u>。</u>	文書□頭
13 収益事業				
収益事業は適正に 実施していますか。	法人は、社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。 収益事業を実施している場合は、定款に規定する必要があります。	法第26条	収益事業を実施しているが、定款に規定していない。 収益事業の収益が社会福祉 事業等以外に充てられてい	

			る。(当該収益事業の事業の 継続に必要な費用に充てる 場合を除く。) 収益事業の収益がなく、そ の収益を社会福祉事業等に 充てられていない場合に、 当該収益事業の経営の改善 のための組織的な検討等を 行っていない。	文書
法人が行う事業と して認められるもの ですか。	次のような事業は、社会福祉法人は行うことができません。 (1) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業又は投機的な事業 ① 風俗営業及び風俗関連事業 ② 高利な融資事業 ③ ①②に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 (2) 法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れのある事業 ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある事業 ② 社会福祉事業と同一設備を使用して行われる事業 (3) 法人の行う社会福祉事業を超える規模を有する事業	審查基準第1-3審查要領第1-3	(所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く。) 収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがある。	文書文書
その他、収益事業 に問題点はありませんか。				文書□頭
14 人事管理 法令に従い、職員	職員の任免は、法人の業務の執行として、理事長の権限	法第 45 条の 13 第4項	「重要な役割を担う職員」	文書

の任免等人事管理を 行ってい <u>ます</u> るか。	に属するものと考えられまするが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、法人の業務執行の決定に関することとして、理事会はその決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定することとされていまする。 この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款、規程等において明確に定めるべきものですある。また、職員の任免については、法人において、任免の手続き等を定める規程等に基づき行われるべきものですある。	第3号	として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている。 職員の任免が法人の規程等に定める手続きにより行われていない。	
その他、人事管理			重大な問題点がある。	文書
に問題点はありませんか。			軽微な問題点がある。_	□頭
15 資産				
法人所有の全ての 不動産について、所 有権の登記がされて いますか。	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全 て基本財産として定款に記載するとともに、所有権の登記 をしておかなければなりません。	審查基準第2-1-(1)	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、基本財産として定款に記載されていない。	文書
			基本財産である不動産の登 記が適正になされていな い <u>。</u>	文書
社会福祉事業を行			国又は地方公共団体の所有	文書
うのに直接必要なす べての物件に所有権	については、原則として、所有権を有しているか、又は国 若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け	審查要領第2-(6)、(7)	する不動産を社会福祉事業 に供している場合に、その	
や賃借権があります	石しくは地方公共団体がら真子石しくは使用計画を受け ている必要があります。		使用許可を受けていない。	
か。	なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて、			
	下記の社会福祉事業を行う場合には、「10年以上の賃借		社会福祉事業の用に供する	文書
	権設定と登記」又は「賃借料が地域の適正水準以下である		不動産を国又は地方公共団	

			社会領征法人 -	
	こと」等の条件を満たす必要があります。		体から借用している場合	
	(要件緩和対象施設)		に、国又は地方公共団体の	
	・特別養護老人ホーム		使用許可等を受けていない	
	・ 小規模な障害者通所授産施設			
	• 既設法人が行う身体障害者福祉ホーム		社会福祉事業の用に供する	文書
	• 既設法人が行う通所施設		不動産を国又は地方公共団	
	・既設法人以外の法人が行う保育所等		体以外の者から <u>貸借</u> 借用し	
			ている場合に、その事業の	
			存続に必要な期間の地上権	
			又は賃借権の設定及び登記	
			がなされていない。(登記が	
			- 不要な場合を除く。)	
基本財産は、適正	基本財産は、法人存立の基礎ですあるので、これを処分	審査基準第2-2-(1)-	基本財産の処分等について	文書
に管理されています	し、貸与し又は担保に供する場合には事前に所轄庁県の承	ア	定款の定めに基づく所轄庁	
か。	認を受けなければなりません。	審査要領第2-(5)	の承認を受けていない。	
	ただし、次の場合には、所轄庁県の承認は必要としませ		_	
	h_{\circ}		社会福祉事業の用に供する	文書
	(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保		不動産以外の基本財産の管	
	に供する場合		理運用が安全、確実な方法	
	(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人		で行われていない。	
	福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金			
	に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当			
	該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関す			
	る契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保			
	に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)			
	(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う			
	確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する			
	場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁によ			
	る意見書を所轄庁に届け出た場合			
	なお、根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権			
	を極度の限度で担保する抵当権であり、担保提供の必要性			
	ででなったないになっている。 ひょうに てのり、 に下げられて			

	<u> </u>	.		11 - 11/100
	や担保提供の方法の妥当性において認められません。			
	 基本財産の管理運用は、安全・確実な方法、すなわち			
	元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的			
	な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われ			
	る必要があります。			
基本財産以外の資	法人の基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財	審査基準第2-2-(2)-	法人の基本財産以外の財産	
産のその他財産の管	産、収益事業用財産)の管理運用にあたっては、法人の高	1	が大きく毀損した場合であ	
理運用は適切になさ	い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認め	審査基準第2-3-(2)	って、法人における当該財	
<u>れています</u> 、適正で	られるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行わ		産の管理運用体制が整備さ	
<mark>す</mark> か。	れることが望ましい。の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業に必要なものは、みだりに処分すること		れていない場合又は管理運	
	け、社会信任事業に必要なものは、みだりに処力すること は、適当ではありません。		用に関する規程等が遵守されていない。	
	は、煙当ではめりません。 なお、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託		1000000	
	会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するよう		 社会福祉事業の存続要件と	文書
	にしてください。		なっている財産に関する管	
	理事会において管理運用についての基準や手続を定め		理運用体制が整備されてい	
	ること等により法人内での事前又は事後のチェック機能		ない場合又は管理運用に関	
	が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制		する規程等が遵守されてい	
	に包含されるもので差し支えない)を整備すべきであるこ		ない <u>。</u>	
	とに留意してください。			
	なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運		法人の基本財産以外の財産	I —— I
	用も認められますが、一定の制約があります。		が大きく毀損していない場合であっても、第四条円は	
			合であっても、管理運用体 制が整備されていない。	
			型が発用されているい。	
 株式の保有は適切	株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限られ <mark>ま</mark>	審査基準第2-3-(2)	 保有が認められない株式を	文書
になされています	するが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利	審査要領第2-(8)、(10)	保有している。	
か。	性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配する		<u> </u>	
	ことがないよう、営利企業の全株式の2分の1を超えて保		所轄庁に必要書類を提出し	文書
	有してはなりません。		ていない <u>。</u>	

- ① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限りまする。
- ② 基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含みますな。)
- ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの
 - 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ・ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要があります。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 資本金等
- ④ 事業内容
- ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
- ⑥ 従業員の数
- ⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑧ 保有する理由
- 9 当該株式等の入手日
- ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		社会無性法人 目	生柵
	取引等)			
不動産を借用して	法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物	計	会福祉事業の用に供する	文書
いる場合、適正な手			動産を国又は地方公共団	<u> </u>
続きを行っています	若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け		から借用している場合	
<u>か。</u>	ていることが求められます。		、国又は地方公共団体の	
<u>// / / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>	また、一定の要件を満たすことにより、不動産の全部若		用許可等を受けていな	
	しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与	<u>U)</u> .	<u>o</u>	
	を受けることが認められていますが、この場合、一定期間			
	の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければなりませ			文書
	<u>/v。</u>		動産を国又は地方公共団	
	<u>ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合</u>		以外の者から借用してい	
	<u>(注)は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があり</u>	<u>ක්</u>	場合に、その事業の存続	
	<u>ます。</u>	<u>[</u>	必要な期間の利用権の設	
	(注)社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方		及び登記がなされていな	
	公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若	<u>U)</u>	。(登記が不要な場合を	
	しくは賃借権の登記を要さないものは次のとおり(賃	<u>除</u> 。	<.)	
	ー 借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であり、			
	安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、			
	賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されて			
	いなければなりません。)			
	① 既設法人が通所施設を設置する場合			
	 既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項) 			
	第2号から第4号に掲げるものに限る。)又は第2			
	種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サ			
	一ビス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行			
	支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)			
	が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通			
	所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び			
	地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し			
	支えない			
	<u>i 障害児通所支援事業所</u>			

- <u>ii</u> 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。) 又は 児童自立支援施設(通所部に限る。)
- <u>iii</u> 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿 <u>泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継</u> 続支援 に限る。)
- iv 保育所又は児童家庭支援センター
- v 母子福祉施設
- vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター 又は老人介護支援センター
- vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は 視聴覚障害者情報提供施設
- viii 地域活動支援センター
- ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業 (利用定員が10人以上であるものに限る。)を行 う施設
- ・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。
 - <u>i</u> 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年 以上とされている場合
 - ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準する法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- ② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を 受けて設置することが認められる範囲が都市部以外 等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地 域に拡大されている。

なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準 ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の 信用 力の高い主体である場合などのように、安定的

	な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権 又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。			
その他、資産に問題点はありません			重大な問題点がある。	文書
か。			軽微な問題点がある <u>。</u>	□頭
16 その他				
(1)特別の利益供与	の禁止			
社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていませんか。	法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者(注1)に対して特別の利益を与えてはならないこととされています。 (1)特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は政令で定められています。 ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者	令第 13 条の2	法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる。_	文書
	当な利益の供与その他の優遇がこれに当たります。 次の場合は特別な利益に該当すると考えられます。 (1) 法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借			

_			社会福祉法人・	管理編
	(2) 法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格 又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生とし て社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。) (3) 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬 や給与の支給			
(2)社会福祉充実計	· · · · · ·			
社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。		法第55条の2 <u>第11項</u>	社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない。	文書

	·	T	1	社芸福祉法人 •	日生物
(3)情報の公表					
法令に定める情報の公表を行っていますか。	法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならないこととされています。 (1) 定款の内容(所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき) (2) 役員等報酬基準(評議員会の承認を受けたとき) (3) 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容(注1)(届出をしたとき) (注1) 厚生労働省令で定める書類(規則第10条第3項) ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書	法第 59 条の2第1項、 規則第 10 条 第1項 規則第 10 条第3項	計算書類、現況報告書については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は公表から除きます。	必要な事項がインターネットの利用(法人ホームページ等)により公表されていない。 業務及び財務情報の公表が不十分である。	文書
<u>届出書類等に係る関</u> <u>覧の準備をしていま</u> <u>すか。</u>		令和5年3月22日付 け事務連絡「社会福祉 法人及び社会福祉連携 法人の届出書類等に係 る閲覧の手続きについ て」	<u>いて公表している</u> <u>書類は、作成は不</u>	電子的記録で作成していな い。	□頭

令和<u>5</u>4年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

	社会福祉法人・管理編
基準を記載した書類)	
<u>• 会計帳簿</u>	
_・ 評議員会の議事録	
・ 評議員会の決議の省略に係る議事録	
<u>・ 理事会の議事録等</u>	
・ (資金)収支予算書(定款でこの書類を作成する旨定	
めている場合)_	

社会福祉法人と評議員、理事及び監事との関係は、民法に定める委任に関する規定に従うものとされています。(法第38条) 評議員、理事及び監事(受任者)は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負います。

評議員	理事	監事
評議員には次のような権限が認められています。	理事には次のような義務が定められています。	監事には次のような義務が定められています。
•評議員議題提案権、議案提出権	・評議員会への説明義務(法第45条の10)	・評議員会への説明義務(法第45条の10)
(法第45条の18準用一般法186)	・事業報告の報告義務(法第45条の30)	・理事会への報告義務
(法第45条の8準用一般法185)	・忠実義務(法第45条の16)	(法第45条の18準用一般法100)
・評議員会招集請求権、招集権(法第45条の9)	理事は、法令又は定款を遵守し、社会福祉法人のため忠	・理事会への出席義務
•理事の行為差止請求権	実にその職務を行わなければなりません。	(法第45条の18準用一般法101)
(法第45条の16準用一般法88)	・競合及び利益相反取引の制限と承認・報告	・評議員会に対する報告義務
•役員等解任請求提訴権	(法第45条の16準用一般法84)	(法第45条の18準用一般法102)(法規2の20)
(法第45条の4準用一般法284)	(法第45条の14)	
•評議員会決議取消提訴権	(法第45条の16準用一般法92)	主に次のような権限が認められています。
(法第45条の12準用一般法266)	・監事への報告義務	・業務・財産調査権(法第45条の18)
・会計帳簿閲覧請求権(法第45条の25)	(法第45条の16準用一般法85)	•理事会招集請求権
・計算書類等閲覧請求権(法第45条の32)		(法第45条の18準用一般法100)
	(理事長)	•理事行為差止請求権
	・職務執行状況の報告(法第45条の16)	(法第45条の18準用一般法103)
	理事としての義務	・同意権(法第43条準用一般法72)
		監事の選任に関する議案(監事の過半数の同意)

 <通報相談窓口>
 山梨県福祉保健部福祉保健総務課
 福祉企画・生活保護担当
 TEL055(223)1443

 監査指導担当
 TEL055(223)1445